公益社団法人日本証券アナリスト協会

〒103-0026 東京都中央区日本橋兜町 2-1 東京証券取引所ビル 5 階

2018年6月6日



「監査基準の改訂について(公開草案)」へ意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長:新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役 社長)の企業会計研究会は、2018年5月8日に企業会計審議会監査部会が公表した「監査 基準の改訂について(公開草案)」に関する意見書を作成し、6月6日に金融庁へ提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 2021 年 3 月期から「監査上の主要な検討事項」の記載が義務付けられ、我が国への KAM (Key Audit Matters) 導入の明確な道筋が示されたことを、我々は非常に高く評価している。『改訂案』で示された「改訂監査基準」に従って、監査報告書における情報提供の機能が着実に向上していくことを期待している。
- ✓ 監査に当たって特に重要と判断した事項が開示されれば、適切な要点を見据えた監査が 実施されたのか、その要点について適切な手続や判断がなされたのか、我々の様な利用 者にも容易に理解できるであろう。従来の短文式では監査人名と「無限定適正意見」な ど、監査人の最終意見しか分からなかったが、監査意見を形成した監査の質を判断する 材料が大幅に増え、財務諸表に対する理解が促進されるのは大歓迎である。
- ✓ 「改訂監査基準」で新設された**七 監査上の主要な検討事項**の第2項について、最終行の「ただし、意見を表明しない場合には記載しないものとする。」を再考すべきという意見がある。最終的に意見不表明の場合でも、監査の過程では「監査上の主要な検討事項」が存在したはずである。どのような監査を実施したかという情報は、意見不表明の企業についてこそ、監査の質や企業体質を評価するのに重要であろう。
- ✓ 審議で結論の出なかった会社法上の取扱いについて、実務上は金融商品取引法と会社法の両法に基づく監査が一体として実施されており、「監査上の主要な検討事項」は監査役等と協議した事項の中から、監査役が株主総会の席上で言及することも期待される。このため、少しでも多くの企業が会社法上の監査報告書にも「監査上の主要な検討事項」を記載されることを期待している。

【添付資料】「**監査基準の改訂について(公開草案)」への意見書**

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人日本証券アナリスト協会

電話:03-3666-1577

担当:理事·教育第1企画部長 貝増 眞